

**令和 8 年度向け重度障害者対応  
共同生活住居整備事業  
募集要項**

令和 7 年 7 月  
仙台市

## 1. 募集対象事業

本市では、仙台市実施計画（令和 6～8 年度）及び仙台市障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度）において、障害者グループホームの整備促進を定めています。特に重症心身障害や医療的ケア、行動障害などの重度の障害を持つ方々（以下「重度障害者」という。）の親なきあとの住まいの場を確保するため、今後重度障害者に対応した共同生活住居の必要性が高まることが想定されます。

つきましては、本市内において、重度障害者に対応する共同生活住居の整備事業を募集し、1 事業を選定いたします。選定された事業については、「仙台市障害福祉施設整備費補助金」及び「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」の対象として、整備費に係る補助金を交付いたします。

募集する事業は、以下のとおりです。

### (1) 整備する住居

- ①障害福祉サービスの種別： 共同生活援助  
(介護サービス包括型、日中サービス支援型に限る)
- ②整備区域： 仙台市内
- ③整備区分： 創設、移転、増築
- ④利用定員： 創設：4 人以上 10 人以下 移転、増築：移転、もしくは増築により利用定員が 4 人以上増加するもの
- ⑤その他
  - ・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年 6 月 21 日仙台市条例第 30 号）に基づき、施設整備マニュアルにおける目標となる指針に適合し、適合証の発行を受けること。
  - ・建物は当該共同生活援助事業を運営する事業者の所有とすること。  
※建物を賃借する、いわゆる「建て貸し」等については募集対象外とする。
  - ・整備用地は事業選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）において、整備開始までに確保すること。
  - ・補助対象経費の対象となる工事については、補助金の内示後に着工すること。  
※内示前に着工した場合、補助対象外とする。
  - ・重度障害者の受け入れのため、「障害支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超える」想定にて、消防設備等を整備すること。
  - ・当該住居の事業開始時点で平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表第 15 の 1 の 6 に規定する共同生活援助における「重度障害者支援加算」（Ⅰ型またはⅡ型）の取得に必要な職員配置体制を整えること。ただし、事業所単位の人員配置上、重度障害者支援加算の要件を満たせない場合においても、以下①、②を満たす場合には本要件を満たすものとする。
    - ① 整備する住居単位で重度障害者支援加算取得要件と同等以上の職員体制を整えること。
    - ② 既存の住居単位においては職員体制を維持すること。
  - ・選定された事業者は、利用者が定員数を充足するまで、1 年ごとに当該整備住居にお

ける重度障害者受入計画を作成し、市に報告のうえ、計画の実現に努めること。

- ・整備区分が創設であり、既存事業所に住居を追加する場合は、新設住居の整備完了後、1年間は既存の他住居を廃止してはならない。
- ・当該新設住居の主たる事務所は、仙台市内に設置すること。
- ・建設予定地の用途地域が共同生活住居の建設が可能な土地であること。

## (2) 時期

①整備 : 令和7年度～令和8年度

②事業開始: 令和9年4月1日まで

※全体のスケジュールは別紙1のとおりです。

## 2. 応募事業者の資格要件

応募事業者は次に掲げる要件をすべて満たすものであることとします。

- (1) 法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等。以下同じ。）、又は、法人設立準備委員会で本市からの施設整備費補助金の内示までに法人設立が可能な者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 本市の市税の滞納が無いこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

## 3. 補助金の内容

別紙2のとおりです。

なお、国庫補助金を活用するため、国の予算の状況によっては協議を中止する可能性がございます。また、市の予算が不成立等となった場合は交付できないこともございますので、これらについてあらかじめご承知おきください。

## 4. 応募方法

応募事業者は別紙3に定める書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 提出期限: 令和7年9月12日（金）午後5時まで ※必着
- (2) 提出場所: 〒980-8671 仙台市役所本庁舎6階 健康福祉局障害者支援課施設支援係
- (3) 提出方法: 郵送または持参
- (4) 提出部数: 10部
- (5) その他
  - ・郵送の場合は期限までに当課に到達した書類のみを受け付けますので、余裕をもってご対応ください。
  - ・パイプ式ファイルに綴じ、各書類に別紙3の書類番号を記したインデックスをつけてください。

- ・ 随時、応募内容について本市より確認等をさせていただく場合がございます。
- ・ 別紙 3 に定める書類のうち、本市にて様式を定めているものについては、データを本市 HP に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

URL : [https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/joho/r8gh\\_apply.html](https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/joho/r8gh_apply.html)

## 5. 選定方法等

### (1) 選定方法

- ・ 事業の選定は、「障害者福祉施設整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。別紙 4 の審査項目及び配点をもとに評価を行い、評価点数の合計が最も高い 1 事業を選定します。なお、評価点数の合計が最も高い場合でも、最低基準点を下回る場合は失格とします。
- ・ 応募事業者の資格を有していない場合、本募集要項の要件を明らかに満たしていない場合、応募事業が人員・設備・運営について関係法令等を満たしていない場合、審査により明らかに応募事業に問題点が判明した場合等は、当該応募事業を失格とします。
- ・ また、応募事業者がいない場合や失格等によりすべての応募事業が事業の実施目的を達成できないと判断した場合は、事業を選定しないことがあります。

### (2) 選定結果

- ・ すべての応募事業者（失格となった事業者を除く）に対し、令和 7 年 10 月中に文書で通知する予定です。

## 6. 選定後の取り扱い

### (1) 社会福祉法人等認可及び施設整備補助に関する審査委員会

- ・ 補助金の対象とするにあたっては、事業選定のほかに、本市による社会福祉法人等認可及び施設整備補助に関する審査委員会の審査を経る必要があります。
- ・ 審査委員会への付議にあたり、必要となる書類等については選定された事業者個別に連絡します。

### (2) 国庫補助協議

- ・ 選定された事業の応募事業者は、各種法令、通知、補助金交付要綱等を基としたより詳細な事業計画を速やかに策定していただき、それを用いて本市が厚生労働省と国庫補助に係る協議を行うこととなります。

### (3) 事業の指定

- ・ 選定された事業に係る事業所の開設にあたっては、事前に本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける必要があります。指定に関する詳細は、本市障害福祉サービス指導課にご相談ください。

### (4) 選定結果の周知・入居者の募集

- ・ 選定された事業については、事業者名、設置場所等について本市 HP に掲載します。
- ・ 入居者の募集については、選定された事業者の HP 等にて幅広に実施していただくほか、本市 HP での掲載についても検討しております。掲載にかかる詳細は、選定された事業者

に個別にお知らせします。

(5) その他

- ・整備用地を整備開始までに確保できなかった場合、その他選定された事業に重大な不備のあることが判明した場合、本市による「社会福祉法人設立認可及び施設整備補助に関する審査委員会」の審査において適正と認められない場合、厚生労働省との国庫補助協議において不採択となった場合、事業所の開設が令和9年4月1日に間に合わない場合、本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けられない場合等には、整備費に係る補助が受けられないことがあります。
- ・整備費に係る補助が受けられる場合であっても、国庫補助金の内示結果等によっては、想定金額から減額しての補助となる場合がありますが、その場合は応募事業者において補助の減額分を補填して事業を実施していただく必要があります。
- ・補助金の交付は、本市への実績報告後の完了払いとなりますので、ご注意ください。

## 7. 留意事項

(1) 費用の負担

- ・応募に要した費用は、応募事業者の負担とします。

(2) 虚偽の記載をした場合

- ・応募事業者が虚偽の記載をした書類を提出した場合には、応募を無効とします。

(3) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は事業選定の参考とすることを目的として応募内容の資金面に対する意見を求めるため、本市が選任した公認会計士に提供します。

(4) 地域への説明について

- ・事業の運営にあたっては、事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう地域との交流に努める必要があることから、地域住民等へ施設の整備について事前説明を行い、連携及び協力を行ってください。事前説明の実施状況については、本市とも情報共有を図るため、日時・相手方・説明内容について、任意様式にて速やかに本市までご報告ください。

(5) 特定業者との接触の禁止

- ・今回募集する事業は、国庫補助金及び本市の補助金の対象となることから、工事の入札等にあたっては、本市が行う公共事業と同等の公正性、透明性が求められます。したがって、応募にあたっては、特定の建設業者、施設運営に関係すると思われる特定の業者との接触等、不正を疑われるような行為を取らないように注意してください。
- ・原則として仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている業者を選定してください。

(6) 法令等の遵守

- ・応募事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をはじめとする関係法令等の遵守を徹底してください。